

千葉県君津健康福祉センター運営協議会規約

(設置の目的)

第1条 健康福祉センターに所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため、運営協議会を置く。

(名 称)

第2条 本協議会を千葉県君津健康福祉センター運営協議会（以下単に協議会という）と称する。

(業 務)

第3条 本協議会は、次の業務を行う。

- (1)健康福祉センター管内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項についてセンター長の諮問に応じて審議する。
- (2)健康福祉センターの運営に関して必要あるときは意見を具申する。

(委員の委嘱)

第4条 本協議会の委員は、公益を代表する者又は学識経験者等の中から30名以内を知事が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第6条 本協議会に次の役員を置く

会長 1名 副会長 2名

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

(顧 問)

第7条 本協議会に顧問若干名を置く。

- 2 顧問の推薦は、会長が行う。

(会 議)

第8条 協議会は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席の委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第9条 協議会の庶務は、健康福祉センターにおいて処理する。

(附 則)

この規約は、昭和29年6月29日から施行する。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。